

「ほのぼの」シリーズ
障害者総合支援法対応システム
システム担当者 様

 **NDソフトウェア株式会社**
システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

月中に支給市町村変更が発生した際に利用者負担額が 少なく計上される不具合に関する対応時期について

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、2025 年 10 月 6 日にお知らせいたしました、ほのぼの more2025 年 6 月改正対応版における利用料請求書の不具合（「お詫び 月中に支給市町村変更が発生した際に利用者負担額が少なく計上される場合があります」）について、対応時期が確定いたしましたのでお知らせいたします。

不具合の内容（再掲）および今後の対応につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも品質において一層の向上に努めて参ります。

敬具

記

【対象の事業種別】

次の事業所を除く、すべての事業種別が対象です。

- ・計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援以外

【修正プログラムのご提供について】

- ・NDS ダウンローダーをご利用のお客様（Ver3.00.0031 のお客様）

NDS ダウンローダー：2025 年 11 月 18 日（火）午前 9 時に配信を予定しております。

- ・オンラインプラットフォームをご利用のお客様

最新バージョン（Ver. 3.00.0031）に対する修正プログラムを下記メンテナンスにて適用いたします。

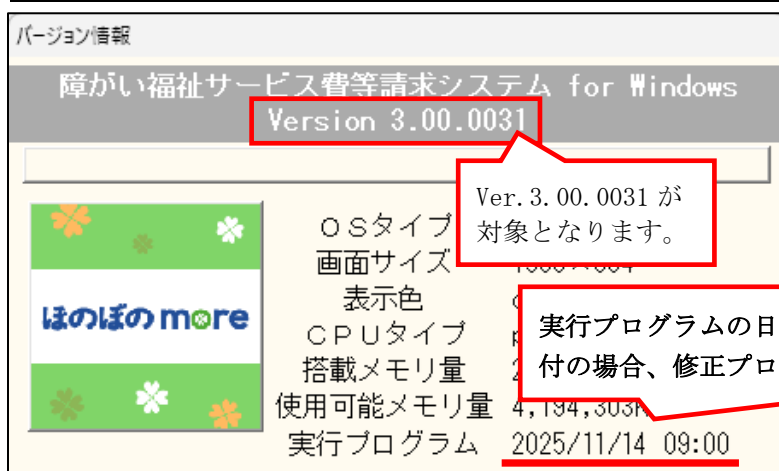
メンテナンス実施：2025 年 11 月 19 日（水）午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時までを予定しております。

● NDS ダウンローダーやオンラインプラットフォームのご利用がないお客様（Ver3.00.0031）

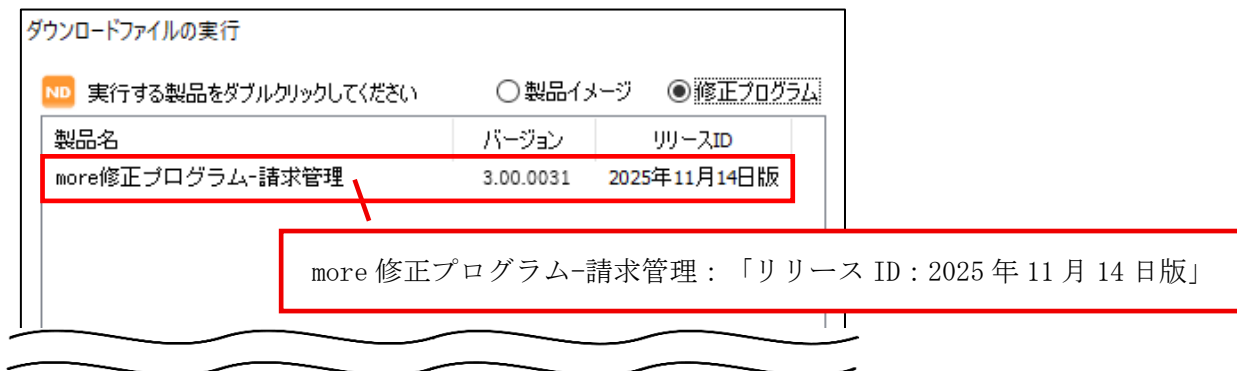
本不具合については、2026 年 1 月版のバージョンアップにて対応を予定しております。大変お手数をおかけいたしますが、対応するまでの期間は、次ページの「【運用回避策】（再掲）」にてご対応をお願いいたします。

【修正プログラム適用後の操作方法】

- 1) 請求管理システムを起動し、[メニュー] → [ヘルプ(H)] → [バージョン情報(A)…] より、実行プログラムが【2025/11/14 09:00 以降】に更新されたことをご確認ください。



- 2) NDS ダウンローダーご使用のお客様で、修正プログラムが適用されていない（実行プログラムが 2025/11/14 09:00 より前の日時）場合は、NDS ダウンローダーより修正プログラムをダウンロードし、実行してください。



- 以下の【不具合の発生条件】に該当する利用者がいらっしゃる場合は、該当の月の請求を取り下げいただき、再度請求業務を行ってくださいますようお願いいたします。処理月 R 7/11 以降の請求業務については、通常どおり操作を行ってください。

【不具合の発生条件】（再掲）

以下の条件を全て満たした利用者について発生いたします。

- ・ 利用者負担額が発生する利用者。
- ・ 月中に支給市町村変更がある利用者。
- ・ 請求統合システムの集計後、一方の支給市町村のみ、明細書が次の1～3のいずれかに該当。
(両方の支給市町村の明細書が該当する場合は対象外)

1. 上限管理により上限額管理加算を算定する場合。

2. 上限管理により利用者負担額が変更になる場合。

例1：自事業所が上限額管理事業所で上限額管理加算が発生し、利用者負担額が増額になる場合。

例2：自事業所が関係事業所で上限管理により利用者負担額が変更になる場合。

3. 同一事業所番号で利用者負担額の調整額が発生する場合

例：施設入所支援と生活介護を利用し、調整後利用者負担額欄で利用者負担額が変更される場合。

【不具合の内容】（再掲）

利用料請求書の利用者負担額が正しく計上されません（国保連への請求は問題ございません）。

本来であれば、支給市町村変更により発生した全ての明細書の利用者負担額の合計金額が利用料請求書の「利用者負担本人」に計上されるべきですが、発生条件に該当した明細書の利用者負担額のみが計上されてしまい、結果、利用料請求書の利用者負担額が少なくなってしまう。

例) 月の途中で A 市→B 市に支給市町村の変更があり、自事業所が上限額管理事業所で、A 市と B 市それぞれ利用者負担上限月額 9,300 円に達している。なお、A 市では上限額管理加算を請求するが、B 市では他事業所の利用が無く上限額管理加算が発生しない。(発生条件1に該当)

利用料請求書の「利用者負担本人」は 9,300 円 (A 市分) +9,300 円 (B 市分) =18,600 円と計上されるべき金額が、不具合により明細書の変更が発生した A 市分の利用者負担額のみが取り込まれ、9,300 円と計上されてしまいます。

利用料請求書イメージ		消費税	今回ご請求額	
上限月額		¥0	¥9,300	
9,300				
令和 7年 9月分 期間 9月1日～9月30日				
利用内訳				
利用者負担 本人	課税	単価	数量	金額
				9,300

本来は、18,600 円で計上される。

● 不具合は以下のいずれかの操作で発生します。

■ 請求統合システム

メニュー→ [ツール]→[初期設定マスタ]の「利用料請求書への反映」にチェックがついている場合に [集計] 画面で集計を行った際に発生します。
[集計]画面→[集計]ボタン→[集計実行]画面→[集計]ボタンをクリック。

利用料請求書への反映

利用者負担額等の金額を利用料請求書に自動的に反映する

サーバー単位で設定保存

■ 請求管理システム

[利用請求]画面→[取込]ボタン→[調整後利用者負担額取込み]画面→[収集]ボタン、[確定]ボタンをクリックします。

調整後利用者負担額取込み(R 7/10分)

請求月 << R 7/10 >> **収集** データベース CSV **設定** **確定** 閉じる

対象	提供月	請求月	NO	利用者名	調整後利用者負担	調整後助成額	調整前利用者負担	調整前助成額	利用者番号	同姓識別
	R 7/10	R 7/10	1	ほのぼの 太郎	9,300		18,600		0	
	R 7/10	R 7/10	2	ほのぼの 太郎	9,300		18,600		0	

【運用回避策】（再掲）

お手数をおかけいたしますが、【発生条件】に応じて以下のご対応をお願いいたします。

■ 発生条件 1 に該当する場合

請求管理システムの [サービス] 画面にて、あらかじめ上限管理加算を手動で算定し（【不具合の内容】例の場合は A 市の期間）、集計して、支援請求・実績記録で請求対象後、請求統合システムの処理を行ってください。

通所日					通	通	通	通
利用項目	単位		1	2				
サービス内容			月	火				
就移上限管理加算	150		<input type="checkbox"/>					

上限管理加算を手動で算定してください。

■ 発生条件 2、3 に該当する場合

利用料マスタにて「利用者負担調整額」等の月額利用項目を登録後、[月額利用]画面にて不足分を登録して集計をお願いいたします。

[利用料マスタ]

利用者負担調整額 月額利用 その他

① 項目を追加してください

[月額項目]

月額利用項目	金額
利用者負担調整額	9,300

② 不足分を登録してください

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上